

市民

ギフト券をプレゼント！ マイナンバーカード取得促進キャンペーン



令和4年4月1日以降に、マイナンバーカードの交付申請をした市民を対象に、「ギフト券」2000円分をプレゼントします。この機会に、ぜひデジタル社会の「パスポート」となるマイナンバーカードの取得をお願いします。

対象者 ①、②に該当するあわら市民

① 令和4年4月1日から令和5年2月28日までに、マイナンバーカードの交付申請をした人

② 令和5年3月31日（金）までに、マイナンバーカードを受け取った人（本人限定郵便でカードを受け取った人を含む）

とき	ところ
5月26日（木）10時～12時	セントピアあわら
5月29日（日）10時～14時	伊井公民館
平日8時30分～17時15分 ※ 毎週火曜日は19時まで（市民課のみ）	市民課芦原分室
必要書類	
免許証、保険証、通知カード（マイナンバーが書かれた紙のカード） など	

申請方法
自分で、スマートフォンや郵送により申請ができるほか、次の会場で申請を受け付けています。必要書類を持って、本人がお越しください。

問合せ 市民課 ☎73-8014

生活環境

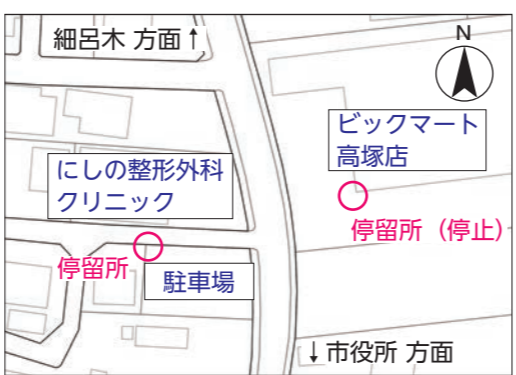
乗合タクシー停留所 使用停止のお知らせ

店舗新築工事のため、工事中は「ビックマート高塚店」停留所の使用を停止します。お近くに立ち寄る際は、「にしの整形外科クリニック」停留所をご利用ください。

使用停止停留所
ビックマート高塚店 停留所

使用停止期間
5月9日（月）から
開店までの間

問合せ 生活環境課 ☎73-8017



健康長寿

今年度もやります！

「あわら健康チャレンジ」 ～つけよう運動習慣！ためよう健康ポイント！～

健康づくりのために、運動習慣や食生活の改善に取り組みませんか？健康ポイントを貯めて、素敵な商品を手に入れよう！

対象 18歳以上の市民 **チャレンジ期間** 令和4年4月～令和5年2月

応募 応募用紙は、健康長寿課窓口やイベント会場、健診会場で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。

応募方法

- ①～③のカテゴリーの中から、10ポイント以上をためる。
 - ① 日々の健康づくり
自分の健康づくりの目標をたて3カ月以上継続する。
 - ② 身体のチェック（必須）最大4ポイント
特定健診やがん検診、歯科検診を受ける。BMIや適正体重を知る。
 - ③ 健康について学ぶ、健康イベントに参加
健康に関する講座や教室を受ける。健康に関するイベントに参加する。
- ② 10ポイント以上ためて、応募用紙を健康長寿課窓口へ提出して、賞品をもらう。
【応募期間 令和4年7月20日（水）～令和5年3月10日（金）】
- ③ さらに、Wチャンス賞として、応募用紙を提出した達成者の中から抽選で、あわら温泉宿泊券や大塚製薬商品セットが当たる。
※ この事業は、大塚製薬にご協力いただいています。



問合せ 健康長寿課 ☎73-8023

子育て支援

児童手当制度の見直しについて

児童手当制度の見直しに伴い、6月から次の2点が変更されます。詳しくは、お問い合わせください。

① **所得上限限度額の設置**
児童手当受給者の所得が所得制限限度額を超過する場合は、特例給付（児童一人5000円／一カ月）となりますが、令和4年6月分からは、令和4年6月分からは、特例給付に所得上限限度額が設定され、受給者の所得が所得上限限度額を超過すると児童手当の支給が停止されます。支給停止対象者には6月ごろに通知を送付します。

② **現況届原則廃止**
毎年6月に提出していた現況届が、不要となります。ただし、次の人は引き続き提出が必要です。
※5月ごろに案内を送付します。

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地があわら市と異なる人
- ・支給要件児童の戸籍がない人
- ・支給要件児童の住民票が市外の人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・法人である未成年後見人
- ・その他、市から提出の案内があった人

問合せ 子育て支援課 ☎73-8021

期日前投票立会人の募集

参議院議員通常選挙における、期日前投票立会人を募集します。

期間 期日前投票期間（公示日の翌日から投票日前日）のうち、希望する日

時間 8時30分～20時

ところ あわら市役所または保健センター

対象 選挙権を有する人

定員 64人以内
（各期日前投票所とも1日につき2人）

※ 投票日確定後に、申し込みのあった人にご連絡します。



報酬 9600円／日
※ 交通費は支給されません。

申込み 【期限】5月31日（火）
申込書は、市のホームページからダウンロードできるほか、総務課に備え付けてあります。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

問合せ 選挙管理委員会（総務課内） ☎73-8004

農地の賃借料

■ **問合せ** 農業委員会事務局（農林水産課内） ☎73-8024

令和3年1月から令和3年12月までの1年間における農地の賃借料は以下のとおりです。この「賃借料情報」は、あくまでも賃借料の参考として提供するものです。実際の貸し借りの際には、圃場条件などを踏まえた上で、当事者間の話し合いにより賃借料を決定してください。

農地の区分		賃借の状況 (10アール当たりの賃借料)	
第1地域	重義・番田・田中々・堀江十楽・布目	全賃借件数	115筆
	轟木・新田・東善寺・谷畠・上番・根上り・仏徳寺・中番・下番・玉木河間・宮前公文・北本堂・角屋・中浜・新・古・坂ノ下・新用・馬場北稲越・伊井・古屋石塚・桑原・清岡・南稲越・河原井手・池口南疋田・北疋田・次郎丸・御簾尾	平均賃借料	14,832円
		うち最高額	21,000円
第2地域	舟津・二面・牛山・国影・井江葎・横垣	平均賃借料	8,935円
	北瀧東・北瀧西・赤尾	うち最高額	13,000円
	矢地・菅野	うち最低額	3,827円
第3地域	中川・東田中・瓜生・北野・北・前谷・笹岡・熊坂・畝市野々・牛ノ谷滝・青ノ木・宮谷・高塚・蓮ヶ浦・細呂木・指中・沢	全賃借件数	73筆
	浜坂・波松・城・番堂野	平均賃借料	7,167円
	千束・下金屋・上野	うち最高額	10,000円
畑	東山・後山・清滝・鎌谷・栢・権世・権世市野々	うち最低額	5,000円
	山室・清王・山西方寺・柿原・山十楽・坂口・橋屋・樋山吉崎	全賃借件数	135筆
	坂井北部丘陵地	平均賃借料	8,959円
	うち最高額	15,000円	
	うち最低額	5,000円	

※ 使用賃借など、特別な事情による賃借または地域の平均と比較して著しく高額な賃借は除外しています。
※ 賃借料に用水費などの負担を含めるかどうかは統一されていません。双方の協議により決めてください。